

秋田地方最低賃金審議会

令和6年度第2回 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和6年9月25日(水) 14:58~17:10

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より配付資料、労働者側参考人及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明がなされた。
- (2) 労働者側代表委員及び使用者側代表委員から基本的な考え方が述べられ、引き上げ金額の提示がなされた。

<労働者側委員基本的な考え方と提示金額>

電機産業は秋田県の主要産業であり、優秀な人材確保の観点から、特定最賃の底上げにより他県への人材流出を抑えていくとともに、秋田県全体の実質賃金の引き上げにも寄与していくことが重要であると考え、一方、昨今は地域別最賃が毎年大幅に引き上げられている状況であり、当該産業の経営に対する影響が大きいことは容易に理解できる。

特定最賃の目的については「当該産業の他産業に対する魅力や人材確保上での優位性確保、公正取引上の適正な労務費の確保などを目途に、その賃金水準を当該産業労使のイニシアティブにおいて決めていくことが出来る」ということだと考えている。

昨年までの審議で、労働者側は特定最賃の優位性の確保と更なる上積みを目指した方針で審議にあたってきたが、最低賃金の引き上げを取り巻く情勢を冷静に分析した結果、当面の方針をより柔軟で現実的な方向に舵を切りたいと考える。即ち、地域別最賃の引き上げに倣った高い金額改定を安易に求めるのではなく、当該産業の労使双方にとって有益と考える特定最賃制度の維持を目途とした、当該産業労使の歩み寄りによる審議結果の追求である。

2024年度の秋田県最低賃金の引上げにより、当該産業の最低賃金も自動的に21円アップすることになり、影響率は14.1%となる。地賃の背景にある政府方針や中賃の目安を前提とした地域別最賃の引き上げ額には論理的な根拠は少ないと認識している。

以上のことから、引き上げ額31円、時間額961円（地賃との額差10円）を提示する。
＜使用者側委員基本的な考え方と提示金額＞

我が国経済は緩やかな成長が続いていると思われるが、人口減少と高齢化また医療福祉費の増加など将来への不透明感は払拭できない。

秋田県は人口減少率と高齢者割合が全国一位であり、人材の確保においては一段と厳しい状況になったと認識せざるを得ない。

電子部品・デバイス等製造業小規模事業所の令和6年第2四半期の生産動向は、平成27年を100とすると77.6で厳しい状況が続いている。

秋田県最低賃金は54円の過去最高の引上げとなったが、経済動向とは無縁の最低賃金の著しい上昇には強い違和感を覚えずにいられない。一方で県内の人手不足は続いており、特に高校生の減少による若手人材の不足感が加速しており、大手企業を除き採用に苦慮している状況である。

このところ最低賃金が過去にないペースで上昇しており、各社の初任給への影響が懸念される状況となり、賃金体系は各社の重要な戦略であり、業界のセーフティネットであるはずの特定最賃が各社の賃金体系そのものに影響を及ぼすことがあってはならないと考える。したがって、今後は電子部品・デバイス等製造業の特定最賃は地方最低賃金に吸収されるべきであり、地方最低賃金の水準に合わせた上で、各社の戦略による賃金体系の構築に委ねるべきである。

以上のことより、本専門部会においては、既に決定している地方最低賃金と同額の951円、21円引き上げを提示する。

- (3) 金額審議は、個別協議（公労会議、公使会議）を行ったが、合意には至らず次回継続審議とした。
- (4) 事務局から次回第3回専門部会を10月11日（金）15時から開催する旨説明がなされた。